

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701
電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail：hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
日本からの海外赴任に同行する家族
海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか? 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
 千葉市中央区春日 2-21-10-701
 電話：043-306-2856
 F A X：043-306-2857
 e - m a i l：hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
 日本からの海外赴任に同行する家族
 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか？ 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701
電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail: hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
日本からの海外赴任に同行する家族
海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか? 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
 千葉市中央区春日 2-21-10-701
 電話：043-306-2856
 F A X：043-306-2857
 e - m a i l：hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
 日本からの海外赴任に同行する家族
 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか？ 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701
電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail: hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
日本からの海外赴任に同行する家族
海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか? 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701
電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail：hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
日本からの海外赴任に同行する家族
海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか? 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701
電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail: hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

- 外国において留学をする学生
- 日本からの海外赴任に同行する家族
- 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)
- 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)
- その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

- 「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。
- 「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか？ 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
 千葉市中央区春日 2-21-10-701
 電話：043-306-2856
 F A X：043-306-2857
 e - m a i l：hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
 日本からの海外赴任に同行する家族
 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか？ 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701
電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail：hiro@kawamura-sr.com



健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、そこを整理します。

法律の条文(改正後の健康保険法第3条7項)

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの(1)をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者(2)は、この限りでない。

1号～4号 略

日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

上記1の「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」として厚生労働省令で定めるもの」とは、下記の人たちをいいます。

外国において留学をする学生
日本からの海外赴任に同行する家族
海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)

観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)

その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

上記2の「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、下記の人たちをいいます。

「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。

「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められますが、その要件は上記1、2と同様に判定されます。第1号被保険者については、従来から国内居住要件がある一方で、国内にいても被保険者から除外される例外規定が新設されま

したが、それは上記2と同様に判定されます。

進めていますか? 36 協定締結 & 作成

「時間外労働の上限規制」がよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えるると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額()・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

償却資産に関する申告[市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言